

福島県PCB汚染機器分析支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処分期間内の処理を推進することを目的として、PCB汚染機器の分析を支援するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「PCB汚染機器」とは、別表1に定めるPCBを含有するおそれのある電気機器をいう。

2 この要綱において「保管事業者等」とは、福島県の区域（福島市、郡山市及びいわき市を除く。）内において、PCB汚染機器を保管又は所有する者をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金は、別に定める要件を満たす保管事業者等が行う事業（以下「補助事業」という。）に対して交付する。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金は、保管事業者等が補助事業を行う場合に、当該補助事業に要する別表2に掲げる経費のうち必要かつ適当と認められるもの（以下「補助対象経費」という。）について交付するものとし、その額及び補助率は、別表2において知事が定める額及び補助率とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、福島県PCB汚染機器分析支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助事業を行う保管事業者等（以下「補助事業者」という。）は、前項の補助金の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限り

ではない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助対象経費の20%以内の減額とする。

(変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県PCB汚染機器分析支援事業変更(廃止)承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(申請を取下げることができる期限)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県PCB汚染機器分析支援事業補助金実績報告書(様式第3号)により、事業完了の日(事業の廃止について知事の承認を受けた場合には、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告を行うに当たり、仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業完了後に仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書(様式第4号)により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、速やかに福島県PCB汚染機器分析支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えかつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出部数)

第12条 この要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、正本1部とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月15日から施行する。

別表 1

製造者からPCBが含有していない旨の確認を得ることのできない電気機器（銘板等が無い場合、製造者、型式等を確認することができない電気機器を含み、安定器及び安定器を分解又は解体したものを除く。）

別表 2

補助対象経費	補助率及び基準額	交付額
PCBの分析に要する委託料 （分析、試料採取及び運搬に要する経費） （消費税及び地方消費税仕入控除税額を除く。）	補助率：2分の1以内 基準額：PCB分析用試料1検体につき 15千円	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、基準額にPCB分析用試料の検体数を乗じて得た額を比較して少ない方の額を交付額とする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。